

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計を行うに当たり、公募型プロポーザルにより高度な技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選考するため、必要な事項を定めるものである。

2. 基本設計者選考に関する基本的な考え方

(1) 競争性、透明性のある方法で設計者を選考する。

ア 幅広い設計者の中から本市に最適な設計者を選考するため、単体企業だけでなく、共同企業体での応募を認める。

イ 選考過程の透明性確保とあわせ、設計する『人・組織』の能力を評価し、柔軟な対応力を持つ設計者を選考するため、公開プレゼンテーションを実施する。

(2) 新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設事業に有効な高い能力を持つ優れた設計者を選考する。

ア 清掃関連施設の撤去後までを見通した庁舎建設予定地全体の整備完了イメージを描き、新庁舎建設基本計画、(仮称) 新福祉社会館建設基本計画等の理念を具体化する優れた建築計画力、デザイン力、技術提案力及び業務遂行力を持つ設計者を選考する。

イ 新庁舎及び(仮称) 新福祉社会館が有する各種機能を有機的かつ合理的に整理する実行力を持つ設計者を選考する。

ウ 市民との合意形成力及び庁内外の意思決定に必要なかつ的確な判断材料を提供できる高い能力を持つ設計者を選考する。

エ 早期竣工、費用縮減等を実現できる技術提案力を持つ設計者を選考する。

3. 業務概要

(1) 件名

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務委託

(2) 委託者

小金井市 (以下「市」という。)

(3) 業務内容

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設工事に係る基本設計 (詳細は、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務委託仕様書 (案) 及び特記事項 (案) による。)

(4) 契約期間

契約確定日の翌日から平成32年3月31日まで

(5) 建設場所

東京都小金井市中町三丁目1957番5、1957番7、1957番9、緑町五丁目1957番17

(6) 規模 (平成29年度小金井市新庁舎等建設計画調査時)

約16,400㎡

- (7) 階数（平成29年度小金井市新庁舎等建設計画調査時）
庁舎7階、（仮称）新福祉会館5階
- (8) 総事業費（平成29年度小金井市新庁舎等建設計画調査時）
約9.1億円（税込み）
- (9) 委託料（上限額）
70,406千円（消費税及び地方消費税含む。）
平成30年度予算額 0円
平成31年度予算額 70,406千円（消費税及び地方消費税含む。）（債務負担行為）
※各年度の上限額を超えた提案は無効とする。
前払金は契約金額の30%以内（10万円未満切捨て）とする。ただし、予算執行上、平成30年度中は前払金の支払いを行わないため、前払金の請求をする場合は、平成31年4月1日以降に請求するものとする。
- (10) 支払方法
業務完了後一括払い
- (11) 計画概要
「小金井市新庁舎建設基本計画」、「（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画」、「小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針」、「小金井市新庁舎等建設計画調査業務報告書（平成30年3月発行）」、「小金井市新庁舎等建設計画調査業務報告書（平成30年12月発行）」、「小金井市新庁舎等執務環境調査業務報告書」等による。
- (12) 提案条件
本プロポーザルにおける技術提案においては、以下の条件を踏まえること。
ア 既存の清掃関連施設を暫定的に移設する提案は不可とする。
イ 複合施設として整備することによるスケールメリットを追求し、更なる施設規模の縮減を目指すこと。
ウ （仮称）新福祉会館機能を早期に回復させることを優先すること。
エ 免震構造を採用する場合に生じる地下空間は駐車場として整備するなど、空間を有効に活用できるように創意工夫を凝らすこと。
オ 平常時における緑地・広場の活用イメージに加え、発災時における駐車場、広場の活用をイメージし、バランスのとれた空地活用を目指すこと。
- (13) その他
新庁舎・（仮称）新福祉会館建設事業を円滑に進めるため、品質管理、コスト管理、スケジュール管理などに関し、市の支援を行うためのコンストラクション・マネジメント業務委託を明豊ファシリティワークス株式会社と契約締結済みである。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は次の(1)から(8)までのいずれにも該当し、かつ(9)を満たす単体企業又はその単体企業を代表者（以下「主たる構成員」という。）とする共同企業体（以下「JV」という。）とする。ただし、JVの場合は、構成員数は2者以内、構成員の出資比率は30%以上とし、主たる構成員は最大出資比率の構成員とする。

なお、JVを構成する企業は、(1)及び(2)本文については主たる構成員が該当する者とし、(2)ただし書及び(3)から(8)までについては全ての構成員において、いずれにも該当する者とする。

- (1) 参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、平成21年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、延床面積6,000㎡以上の公共施設（いずれも平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち6,000㎡以上の面積が類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類）の用途であるものに限る。）の建設に関する基本設計業務又は実施設計業務を元請で受託し、選考書類の受付期限日（平成31年2月19日）現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること。
- (2) 選考書類の受付期限日（平成31年2月19日）において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」、申請業種に「建築設計」の登録がされている者であること。ただし、JVを構成する場合において、主たる構成員以外の構成員は選考書類の受付期限日（平成31年2月19日）において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 団体又はその代表者、雇用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員でない者であることその他、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定に基づく入札参加除外措置を受けた入札参加資格者でない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (6) 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (9) 応募に対する制限
 - ア 参加表明者からの応募は1点のみとする。
 - イ 参加表明者は、連名による応募はできない。
 - ウ 参加表明者が単体企業である場合、他のJVの構成員となることはできない。
 - エ 参加表明者がJVである場合、その主たる構成員を含む構成員は他の参加表明者であるJVの構成員となることはできない。
 - オ 参加表明者が業務を再委託する協力事務所は、他の参加表明者の単体企業及びJVの主たる構成員を含む構成員となることはできない。
 - ※ 参加表明者が業務を再委託する協力事務所が、他の参加表明者の協力事務所となることは妨げない。
 - カ 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設コンストラクション・マネジメント業務委託の受

託者（資本的な関係のある者も含む。）は、本業務に応募することはできない。

キ 次に掲げる者は、応募することはできない。また、参加表明者は次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けることを禁止する。

- ① 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託事業者選考等委員会（以下「委員会」という。）の委員及びその家族
- ② 委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属している組織に所属する者
- ③ 委員会の委員が大学に所属する場合において、その研究室に現に所属する者

5. 配置予定技術者等

参加表明者は次に定める資格、実績を有する技術者を各1名ずつ配置すること。配置予定技術者の兼務は認めない。なお、配置予定技術者は参加表明書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有することとする。

主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(1) 配置予定技術者

各配置予定技術者は、平成21年4月1日以降に、延床面積6,000㎡以上の施設（いずれも平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類（他の類型との複合用途施設の場合は、建築物の延床面積のうち6,000㎡以上の面積が類型四、類型十一又は類型十二の第1類又は第2類）の用途であるものに限る。）の建設に関する基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有すること。

なお、業務実績は基本設計又は実施設計業務の契約履行が選考書類の受付期限日（平成31年2月19日）現在において完了しているもので、施設の完成は問わない。

ア 管理技術者

- ① 一級建築士の資格を有すること。
- ② 参加表明者の組織（JVの場合は主たる構成員）に所属していること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

- ① 一級建築士の資格を有すること。
- ② 参加表明者の組織（JVの場合は主たる構成員又は構成員）に所属していること。

ウ 建築（構造）主任担当技術者

- ① 構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ② 免震構造で延床面積6,000㎡以上の施設の建設に関する基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有すること。なお、業務実績は基本設計又は実施設計業務の契約履行が選考書類の受付期限日（平成31年2月19日）現在において完了しているもので、施設の完成は問わない。

エ 電気設備主任担当技術者

- ① 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子部門）の資格を有すること。ただし、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

オ 機械設備主任担当技術者

- ① 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（衛生工学部門）の資格を有すること。ただし、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

カ 施工計画主任担当技術者

- ① 一級建築士、1級建築施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

キ コスト管理主任担当技術者

- ① 一級建築士、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。

ク その他

提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、ランドスケープデザイン、市民参加等）を追加する場合は、新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者の経歴等（様式7-2）の提出において、具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。

※ 分担業務分野の分類は、下表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(2) 分担業務分野の再委託

ア 建築（総合）分野の再委託を禁止する。ただし、建築（総合）分野以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認めるものとする。

イ 構造分野の再委託を行う場合は、構造分野の再委託先に、建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。

ウ 設備分野の再委託を行う場合は、設備分野の再委託先に、建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士が所属していること。

※ 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格者は、構造設計一級建築士証もしくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者、又は国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者とする。

※ 協力事務所及びJV構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は、下表による。

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置
 ◆：協力事務所から配置可能 -：該当する企業からの配置は不可

	配置技術者	単体企業		JV		
		単体企業	協力事務所	主たる構成員	構成員	協力事務所
ア	管理技術者	○	-	○	-	-
イ	建築（総合）主任担当技術者	○	-	△	△	-
ウ	建築（構造）主任担当技術者	○	◆	△	△	◆
エ	電気設備主任担当技術者	○	◆	△	△	◆
オ	機械設備主任担当技術者	○	◆	△	△	◆
カ	施工計画主任担当技術者	○	◆	△	△	◆
キ	コスト管理主任担当技術者	○	◆	△	△	◆

6. スケジュール

	内 容	日 時
一次選考	実施要領等の配布	平成31年1月11日（金） 平成31年1月22日（火）
	参加表明書の提出	平成31年1月22日（火）午後5時まで
	質問書の受付期間	実施要領等の配布日から 平成31年1月22日（火）午後5時まで
	質問書の回答	平成31年1月30日（水）
	選考書類の受付期限	平成31年2月19日（火）午後5時まで
	一次選考	平成31年3月2日（土）
	一次選考結果の通知	平成31年3月4日（月）
二次選考	公開プレゼンテーション・ ヒアリング	平成31年3月16日（土）
	二次選考結果の通知	平成31年3月18日（月）
	契約締結日（予定）	平成31年3月末

7. 実施要領等の配布

- (1) 実施要領等の配布期間
平成31年1月11日（金）から
平成31年1月22日（火）まで
- (2) 参考資料
ア 小金井市新庁舎建設基本構想
イ 小金井市新庁舎建設基本計画

- ウ 小金井市新庁舎等建設計画調査業務報告書（平成30年3月発行）
- エ 小金井市新庁舎等建設計画調査業務報告書（平成30年12月発行）
- オ 小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書
- カ （仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画
- キ 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉社会館複合化整備方針
- ク 庁舎建設予定地敷地測量図
- ケ 庁舎建設予定地地歴調査及び土壌汚染状況調査の結果概要

(3) 配布場所等

市ホームページに掲載する。ダウンロードして使用すること。

8. 参加表明書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

参加表明書（様式1） 1部

(2) 提出期限

平成31年1月22日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出先及び提出方法

「14 事務局」へ郵送又は直接窓口へ持参すること。

(4) 留意事項

ア 代表者印を押印の上、提出すること。

イ 参加表明書は受理後、写しを返却する。郵送で提出の場合は、写しを記載された問合せ先へメールにて送付する。一次選考書類以後の提出書類（様式）には、送付された参加表明書の写しに記載された受付番号を記入すること。

9. 選考書類の提出

(1) 提出書類

提出書類はアからコの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。また、提出書類の電子データ（PDF形式）を保存したCD-ROMを提出すること。

記号	書類名	様式番号	正本	副本
ア	選考書類届出書	様式3	○	×
イ	参加表明者に所属する技術者数及び有資格者数	様式4	○	×
ウ	業務実績一覧表	様式5	○	○
エ	参加表明者の業務実績	様式6	○	×
オ	管理技術者・主任担当技術者の経歴等	様式7-1	○	×
	新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者の経歴等（該当する場合のみ）	様式7-2	○	×
	建築（構造）主任担当技術者の免震構造における設計実績	様式7-3	○	×
カ	協力事務所（該当する場合のみ）	様式8	○	×
キ	技術提案書（A3版片面4枚）	様式9	○	○

ク	様式 6 及び様式 7 に添付する実績及び資格等を証明する書類	—	○	×
ケ	J V 協定書の写し (J V を構成する場合のみ)	—	○	×
コ	見積書及び内訳書	任意様式	○	○

(2) 提出部数

正本 1 部 (代表者印押印のもの)、副本 1 2 部 (正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。副本は事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除すること。) とする。

(3) 提出期限

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

※ 提出期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。

(4) 提出先及び提出方法

「1 4 事務局」へ郵送又は直接窓口へ持参すること。

(5) 留意事項

ア 参加表明者に所属する技術者数及び有資格者数 (様式 4)

① 当該事務所に所属する技術職員数・有資格者数について記入すること。

② 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないこと。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

イ 業務実績一覧表 (様式 5)

様式 6 及び様式 7 に記載した業務の実績について記載すること。

ウ 参加表明者の業務実績 (様式 6)

「4. 参加資格」の(1)に該当する業務の実績を記入すること。

① 実績が複数ある場合は、規模の大きいものから 3 件を記入すること。なお、実績が 3 件に満たない場合は、実績があるもののみを記入し、他事は記載しないこと。

② 記入した業務については契約書 (鑑) の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び施設の概要が確認できる書類 (基本設計等の概要版、写真、パース等) を該当箇所がわかるようマーカーをした上で、提出すること。

③ 該当する業務実績について、次の項目を記入すること。

受注形態の欄には、単独又は J V の別を記入すること。

エ 管理技術者・主任担当技術者の経歴等 (様式 7-1)

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の主任担当技術者について、「5. 配置予定技術者等」に該当する業務の実績を記入すること。業務実績の記入件数は 3 件以内とする。

① 経験年数、資格名称

(ア) 各技術者について、当該事務所との雇用関係を証明する資料 (健康保険証の写し等) を添付すること。

(イ) 各技術者について、記入した資格を証する資料 (資格者証の写し等) を添付すること。

② 業務実績

(ア) 業務実績の内容は、「5. 配置予定技術者等」の説明と同様とする。

(イ) 該当する業務実績については、前記ウにならって記入し、併せて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

③ 分担業務分野

提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、ランドスケープデザイン、市民参加等）がある場合は、新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者の経歴等（様式7-2）を提出すること。

オ 建築（構造）主任担当技術者の免震構造における設計実績（様式7-3）

本業務を担当する建築（構造）主任担当技術者について、「5. 配置予定技術者等」に該当する業務の実績を記入すること。業務実績の記入件数は3件以内とする。記入方法は前記エと同様とする。

カ 協力事務所（様式8）

協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、施工計画、コスト管理又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、ランドスケープデザイン、市民参加等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける理由及び具体的内容について記入すること。

キ 技術提案書（様式9）

技術提案書は、以下の内容を踏まえ、テーマごとにA3版片面1枚（計4枚）でまとめること。

- ① 業務取組方針等について
- ② 土地利用計画、建築計画及び施工計画に関する考え方
- ③ 複合施設としての機能連携の考え方
- ④ ライフサイクルコスト等の低減、コンパクトな施設建設、環境負荷軽減の考え方

文章を補完するための写真、イラスト及びイメージ図は使用できるものとする。文字は10.5ポイント以上とし、横書きとすること。

一次選考通過者の技術提案書は、市民等に公開するため、プレゼンテーション開催日に展示を予定している。また、一次選考後、展示用として技術提案書を拡大（A3→A2）したものの提出を求めることがある。詳細は、対象者に後日通知する。

ク 本提案に対する見積書を提出すること。宛先は小金井市長とし、様式は任意とする。見積書は税抜金額及び税込金額を両方記載すること。また、実施項目ごとの詳細が分かるよう内訳書も併せて提出すること。

ケ 選考書類作成の注意事項

- ① 正本として提出するものを除き、事業者名を特定することができる内容の記述（具体的な商号又は名称等）を記入しないこと（協力事務所名及びJV構成員を含む。）。
- ② 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(6) 質問・回答

ア 提出書類

質問書（様式2）

イ 受付期間

平成31年1月22日（火）午後5時まで

ウ 受付方法

電子メールにて「14.事務局」へ送付すること。電子メール以外の質問は一切受け付けない。電子メール送信後、電話にて受信を確認すること。受信の確認時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

エ 回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成31年1月30日（水）までに市ホームページにおいて公表する。質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

なお、参加表明書を提出していない者の質問に対する回答は行わない。

10. 選考方法

- (1) 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託事業者選考等委員会選考は、委員会において行い、委員構成は以下のとおりとする。

	氏名	所属・役職
委員長	卯月 盛夫	早稲田大学 社会科学部 教授
委員	金子 和夫	ルーテル学院大学 人間福祉心理学科 教授
委員	河上 牧子	明治大学 地域ガバナンス研究所 客員研究員
委員	水谷 俊博	武蔵野大学 建築デザイン学科 教授
委員	宮下 清栄	法政大学 都市環境デザイン工学科 教授
委員	山家 京子	神奈川大学 建築学科 教授
委員	小泉 雅裕	小金井市副市長

※委員に対し不当な働きかけをした場合は失格とする。

- (2) 選考方法と選考基準

選考は、次の「ア 一次選考」及び「イ 二次選考」の2回の選考を経て行う。

ア 一次選考

技術提案書について、委員会において別添の評価の視点に基づき、各委員が10点満点で採点を行い、合計点の高い上位5者程度を一次選考通過者として選考する。参加表明者が5者に満たない場合であっても、一次選考を実施した上で、二次選考を実施するものとする。

なお、一次選考の評価点については、二次選考へは持ち越さない。

評価項目	評価事項
技術提案書の評価	技術提案書に対する的確性、整合性、実現性等を評価する。

イ 二次選考

技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により、委員会で評価を行う。評価項目及び配点は別添のとおりとする。

最も評価が高かった者を事業候補者（以下「候補者」という。）として、次に評価が高かった者を事業候補次点者（以下「次点者」という。）として選考する。ただし、各委員の採点の

合計が基準に満たない場合は、候補者及び次点者になることはできない。

評価項目	評価事項
技術提案書の評価	技術提案書に対する的確性、整合性、実現性等を評価する。
プレゼンテーション・ヒアリング	理解度、取り組み意欲を評価する。
見積額の評価	見積額の適正度を評価する。

プレゼンテーション及びヒアリングは以下の内容で行う。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは公開（審査は非公開）とし、タイムテーブルは1者45分（入退場準備等5分、プレゼンテーション15分、ヒアリング25分）程度を予定
- ② プレゼンテーションは技術提案書の内容に基づき行うこと。
- ③ 出席者は、管理技術者、建築（総合）主任担当技術者を必須とし、他の主任担当技術者のうち2名及びPC操作者等の5人以内とする。
- ④ プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由があるときは、速やかに事務局まで連絡すること。
- ⑤ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクタ及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参すること。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングでは、社名等を公開して行う。
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、対象者に後日通知する。

(3) 提出書類における事前質疑

提出のあった技術提案書の内容について技術的な疑義がある場合、一次選考を行った後、一次選考通過者に対して、文書により質疑を行い、回答を求めることがある。なお、質疑回答はメールで行い、詳細については質疑送付時に通知する。また、回答に当たっては、技術提案書の内容変更や追加は認めない。

ア 事前質疑送付 : 平成30年3月4日（月）予定

イ 事前質疑回答期限：平成30年3月12日（火）予定

(4) 失格基準

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- ア 提出資料等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出資料等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 提出資料等に虚偽の内容が記入されている場合
- エ 委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- オ 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他、本実施要領に違反すると認められた場合

1.1. 選考結果の通知

(1) 一次選考

平成31年3月4日（月）に一次選考に参加した参加表明者全員に郵送で通知する。

なお、一次選考通過者名は、市ホームページで公表する。

(2) 二次選考

平成31年3月18日（月）に二次選考に参加した参加表明者全員に郵送で通知する。
なお、結果については、候補者名及び次点者名を市ホームページで公表する。

1.2. 設計委託契約

(1) 契約の締結

市は、候補者から別途見積書の提出を求め、契約手続（随意契約）を行う。候補者が契約までに、参加資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、その者については、この手続に係る対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

また、候補者に事故等があり、契約の交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約の交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細は、小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託仕様書（案）及び特記事項（案）によるものとする。

なお、本業務委託の実施に当たり、技術提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選考後には、市と候補者は、技術提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うものとする。

1.3. その他

(1) 辞退について

参加表明書提出後に辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、速やかに事務局へ持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 今後の入札等の関わりについて

基本設計後は、実施設計業務、建築工事をそれぞれ分離発注とすることを予定しているが、基本設計の後の入札参加を妨げるものではない。

なお、本業務に直接関連する実施設計業務等に関しては、随意契約にて発注する場合がある。

(3) 応募に際して要した費用は、参加者負担とする。

(4) 提出受付期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任担当技術者を原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。

(5) 提出資料の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しない。

イ 提出資料は、選考を行う作業に必要な場合、市において、複製を作成することがある。

ウ 提出資料及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加表明者に無断で使用しないものとする。ただし、市は、技術提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

- エ 提出された技術提案書の著作権、知的財産権は参加表明者に帰属するが、市の許可なく提案内容を公表、使用することはできない。
- オ 市は、参加表明者の商号・名称、審査経過等を公表することができる。
- カ 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがある。
- キ 提出された書類は、小金井市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- ク 参加表明者は、技術提案書の公表・公開について承諾することとし、市は一般的な無断撮影、無断ネット掲載などの無断利用の防止手段を講じるが、係る手段を講じても防ぐことにできない無断利用については、市は責任を負わず、公表することについて著作権その他の権利を主張しないこと。
- (6) 参加表明者は市から受領した資料等の関係書類を、市の許可なく公表、使用することはできない。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「工事委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

14. 事務局

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市企画財政部企画政策課

TEL:042-387-9800 FAX:042-387-1224

E-mail:s010199@koganei-shi.jp

URL: <http://www.city.koganei.lg.jp/>

技術提案テーマごとの評価の視点及び配点

技術提案テーマ	評価の視点	一次選考 配点	二次選考 配点
業務取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 本市における新庁舎等建設のこれまでの経過を踏まえ、課題を的確に把握しているか。 業務の取組体制、設計チームの特徴は有効なものか。また、企業、各主任担当者等は十分な実績等を有しているか。 市民参加手法等に関する具体的かつ効果的な提案はあるか。 市議会との相互理解を促進するための手法の提案はあるか。 事業を円滑に実施するための設計工程の提案及び事業全体のスケジュール等について、具体的かつ効果的な提案はあるか。 	10点	15点
<提案テーマ1> 土地利用計画、建築計画及び施工計画に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設配置を検討するに当たっての具体的かつ効果的な土地利用計画の考え方は示されているか。 本市の新庁舎等に相応しい景観に配慮した建築計画の考え方は示されているか。 新庁舎の早期竣工及び新福祉社会館機能の早期回復に向けた考え方や、その合理的な施工計画の考え方は示されているか。 外構整備を含めた緑地確保の考え方、災害時の活用等も考慮した広場活用の考え方は示されているか。 		20点
<提案テーマ2> 複合施設としての機能連携の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎、新福祉社会館の各機能を有機的に連携するための考え方は示されているか。 複合化の機能連携と二つの施設の接続や構造計画の考え方は示されているか。 ユニバーサルデザインに配慮したフロア構成、ゾーニングの考え方は示されているか。 災害発生時に重要な災害拠点となる新庁舎等のフロア構成、ゾーニングの考え方は示されているか。 市民ニーズの変化、行政を取り巻く環境の変化等時代の変化に柔軟に対応できる新庁舎等の具体的かつ効果的な考え方は示されているか。 		25点
<提案テーマ3> ライフサイクルコスト等の低減、コンパクトな施設建設、環境負荷軽減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 建設コストの縮減、ランニングコストの低減に配慮したライフサイクルコストの考え方は示されているか。 品質確保を踏まえたコストダウン、VE提案等についての考え方は示されているか。 より利便性が高く、よりコンパクトな施設とするための考え方は示されているか。 自然エネルギーの利用、省エネルギー化等、環境への配慮に係る考え方が示されているか。 		15点
プレゼンテーション・ヒアリングについて	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書の内容を規定時間内にわかりやすく説明しているか。 質問に対し、的確かつ簡素明瞭に回答しているか。 		20点
見積額について	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案に照らして、価格の妥当性はあるか。 		5点